



熊賃審発第 17 号

令和 7 年 9 月 22 日

熊本労働局長

金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金他 2 件の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和 7 年 7 月 15 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がある。
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。
- 3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。